

第 3 8 号 議 案

東京都台東区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)の改正に伴い、引用条文の整理を
行うため提出します。

東京都台東区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

東京都台東区特別工業地区建築条例（平成15年12月台東区条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第2条第1項第1号から第6号まで」を「第2条第1項第1号から第3号まで」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。